

2月のほけんだより

令和5年2月9日 薬円台小学校 保健室

○学校でけがをして（登校から下校まで）病院を受診した場合、災害給付金の申請が行えます。

（日本スポーツ振興センター災害給付制度に加入した児童のみ）

保護者の方が受診した医療機関に書類の記入を依頼し、口座等必要書類と共に学校に提出いただくと、学校からスポーツ振興センターに請求手続きを行います。

（申請から指定口座への振り込みまで3～4ヶ月かかります）

けがをした日から2年を過ぎますと時効となり申請ができません。請求は任意ですので、請求される場合は書類の提出をお早めにお願いたします。特に6年生で請求をこれから行う場合はお早めに御提出ください。

何か御不明な点や申請用紙の不足がありましたら養護教諭 若松まで御連絡ください。

（薬円台小 047-466-4135）

○心臓病、腎臓病、脊柱側湾症で通院中のお子様と、食物アレルギーのお子様には「学校生活管理指導表」をお渡ししています。学校生活の注意等を医師に記入していただく書類です。提出いただいた書類はコピーをいただき原本は御家庭にお返ししていますので、新しい「学校生活管理指導表」が必要な場合は御連絡ください。また毎年の御提出が必要となりますので、受診後は担任まで御提出ください。

3年ぶりにインフルエンザの流行が始まりました。現在船橋市の児童生徒ではコロナウィルスの2倍のインフルエンザの報告が出ています。

○インフルエンザの出席停止期間は、熱が出た日から数えると**最低6日間は出席停止**です。また熱が下がった日が3日間ないと登校できません。

○インフルエンザの流行株の把握のため、A型、B型等お分かりの場合はお知らせください。

○早退連絡が必要となりますので、勤務先や携帯電話の番号が変わられた場合は、担任まで御連絡ください。

インフルエンザ

なぜ出席停止なの？

出席停止期間



発症した後5日を経過し、
かつ解熱した後2日を経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発熱	解熱				登校OK!	
発症	発熱	発熱	解熱			登校OK!	
発症	発熱	発熱	発熱	解熱		登校OK!	



「解熱した後、**②**日を経過するまで」のわけ

インフルエンザウイルスに感染すると、1～3日の潜伏期間の後、急に発症（発熱）します。感染した人からウイルスが出るのは、発症前の1日と、発熱の期間（3～5日くらい）、そして解熱後2日間くらいです。



「発症した後、**⑤**日を経過」のわけ

インフルエンザの治療薬を服用すると、ウイルスが残ったままでも2日くらいで熱が下がることがあります。この場合、解熱後2日を過ぎても感染力が続くため、「発症した後、5日を経過」するまでは出席停止です。